

(仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第5回市民・議会分科会)

日 時：平成20年8月30日(土) 13:30～16:30

場 所：尾西生涯学習センター 5階 会議室D

出席者：自治基本条例を考える会委員 8名

ファシリテーター 石井伸弘

事務局(企画政策課職員) 2名

枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	市民の権利・責務

会議のまとめ(修正事項)

1 市民の権利として

元) 一定規模以上(総額1億円以上の規模)の重要な事業について

修正) 一定規模以上(総額1億円以上の規模)の事業について

枠組みと項目

大項目	活き活きと活動する市民・市民活動団体
小項目	協働のまちづくり

会議のまとめ(修正事項)

2 協働する際に必要なこと

元) 自助・互助・自製の精神を持っていることが必要である。

修正) 自助・互助・共助・自製の精神を持っていることが必要である。

枠組みと項目

大項目	活き活きと活動する市民・市民活動団体
小項目	まちづくりと町内会等

会議のまとめ(修正事項)

4 行政は地域活動団体に対してどのように関わるべきか

元) 協働に対する意識改革を行い、地域活動団体が請願等の垣根を低くする。

修正) 協働に対する意識改革を行う。

地域活動団体が請願等の垣根を低くする。

議論のプロセス（修正事項）

西成連区地域づくり協議会について

- 元) 西成連区のエリアミーティングでは、協力者・団体のヒアリングがされたが、一般市民には開催されるという情報が届いていない実態があった。
- 修正) 西成連区のエリアミーティングでは、協力者・団体のヒアリングがされたが、一部の方に開催されるという情報が届いていない実態があった。

枠組みと項目

大項目	生き活きと活動する市民・市民活動団体
小項目	まちづくりとNPO

会議のまとめ

- 1 まちづくりにおけるNPOの位置づけ
まちづくりにはNPOが必要。
NPOは専門性や得意分野を持っている。それを活かす。
制度のないところや隙間をうめてほしい。
- 2 市民・行政はNPOとどう関わるか
NPOを元気にするためには、市民がまず行動を起こす必要がある。
NPOに対して、市民も支える気持ちを持つ必要がある。
地元商店街や地元の人が、NPOが活動しやすい雰囲気、場を整備する必要がある。
行政はNPOに対して、会計や事業報告などの必要最低限のことはきちんと言うべきだが、自主性を損なうような指導や発言は避ける。
連区もしくはそれに準ずる組織でNPOと組める枠組を作り、地縁組織とNPOの連携を深めるべきだ。
- 3 NPOの責務
NPOも個別のテーマへの取り組みで終わらずに、まちづくりにつながっているという意識を持つべき。
NPOも内向きで閉鎖的な団体も少なくない。活動を市民に開いていく必要がある。
1団体ではできないことが多い。団体相互の連携が必要。
現状では連携が不十分である。

議論のプロセス

- ・ NPOも得意分野であれば一生懸命やってくれる。得意分野を把握して物事をお願いすべきだ。
- ・ 市民にとってはNPOやボランティアグループが何をしているかが見えない。もっと広報が欲しい。
- ・ 元気よくNPO活動をしている人は外の人であることが多い。
- ・ 個別の課題に対して、NPOに関与する意欲はあっても、その課題と意欲をつなげる仕組みがない。

枠組みと項目

大項目	生き活きと活動する市民・市民活動団体
小項目	活動団体の支援・育成

会議のまとめ

- 1 なぜ町内会、NPO を支援するのか
町内会などの地縁組織が住民自治の担い手として活性化するために
まちを活性化するために
行政だけでは市民ニーズに対応しきれないから
- 2 町内会等の支援
小学校区で集まれる、活動の拠点がある。
小・中学校の空き教室が使えないか。
町内会を活性化するために、資金援助は有効だ。ただし、公益的な活動に限定して出すなどの一定の縛りが必要だ。
従来、目的外の飲食などにお金が使われたことがあった。
- 3 NPO の支援
NPO の相談に答えられる支援センターがあるとよい。支援センターの強化が不可欠。
行政の役割として広報支援と財政支援がある。
NPO がどんなことをやっているか、網羅的に市民に見せていく。
1%条例（一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例）を最大限活かす。
NPO のニーズをよく把握し、強引な支援策を進めるべきではない。
行政とNPO が講座や事業で競合することがあるが、NPO を育てるためには、行政の事業でもNPOと同程度の価格設定にしたり、実施を見合わせるなどが必要だ。
活動しやすい場の提供を行う。
公民館が使いにくい。NPO でも使えないか。
市民会館などの主催者の参加費が有料の際の割り増し料金を撤廃できないか。
行政だけに留まらず、民間も行政もNPO が活動しやすい場の提供に努める。
行政の事業や施設管理をもっとNPO に委託する。
施設管理業務をNPO に委託する場合、NPO は活動の場所を得ることができ、一石二鳥の効果が期待できる。
- 4 人材育成
まちづくりのための人材養成研修や、講座が必要。
参加してもらうための周知や広報が課題。
意欲のある人を発掘することができる
研修に参加した人同士が相互にコミュニケーションができるようになることが重要。

議論のプロセス

広報について

- ・ NPO 活動を広報するにあたって、情報を公開したくない団体をどう取り扱うか。

どのような自治組織がありうるのか

- ・ 現状では地域の問題は町会長を通さなければならないが、限界がある。
- ・ 町内会では組織が小さすぎて、問題解決能力に限界がある。また、西成などの連区単位では大きすぎる。意見を集めるのも、人が集まるのも難しい。住民ニーズを把握しがたいし、自分の地域だとは思えない。実際の運営も難しい。
- ・ ちょうどいいサイズは小学校区での新しいコミュニティ組織作りではないか。

町内会向けの資金援助をめぐる

- ・ 町内会向けの資金援助は要らないのではないか。
- ・ 町内会向けの資金は現状ではあまり必要ないが、町内会が活性化したら必要になる。

人材養成について

- ・ 行政職員向けの NPO、町内会の理解講座が必要。
- ・ まちづくりのコーディネーターの養成が必要。
- ・ 市民意識とのずれが分かる人の養成。